

第4回新市建設計画策定に関する小委員会 会議録

日時 平成15年12月24日（水） 午後2時09分～3時45分

会場 各務原市役所本庁舎 4階大会議室東

日程

1. 開 会

2. 議 題

審議事項

- ・第4章 新市の施策
- ・第5章 公共施設の統合整備と適正配置
- ・第6章 財政計画

3. その他

4. 閉 会

出席委員

委 員	松田之利	横山隆一郎	松原史尚	小森利八郎
	尾関益男	村井宏行	横山勝利	

事務局職員

事務局長	五藤 勲			
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光	
事務局長補佐	村井清孝			
総務係長	稲川和宏			
計画調整係長	前田直宏			
事務局員	稲垣嘉朗	江田裕之	前島宏和	尾関 淳

【事務局】

皆様方には年の瀬も迫りまして、何かと大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより第 4 回新市建設計画策定に関する小委員会を開催させていただきます。

まず初めに松田委員長さんの方からごあいさつをお願いいたします。

【委員長：松田之利委員】

どうもいつもばたばたして大変申しわけありません。今日は途中の混雑を念頭に入れてなくて、遅れて申しわけございませんでした。

それでは早速開かせていただきますが、今日で一応 6 章までの検討を終わって、協議会にご意見を伺うという形になると思いますが、よろしくをお願いいたします。

じゃあ、議題に入らせていただきます。お手元にありますように、今日は 4 章、5 章、6 章の審議ということでございますので、まずは各章ずつの概略説明を事務局からしていただいて、質疑をして回答があればするという形で進ませていただきたいと思います。

では、4 章からお願いいたします。

【事務局】

資料がたくさんありますけれども、まずお手元の新市建設計画31ページからの部分と、資料（第 4 章関連）というのを私の方で使わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず資料の方の 1 ページ目をご覧くださいませでしょうか。

こちらは施策の体系図の説明になります。

ページの左側にあります大きく点線で区切りました部分、一番左の列になります 6 つの分野にわたる「まちづくりの基本方針」、そして次の列がそれらの分野ごとに位置づけられる各 4 本の柱、「施策の柱」があります。この「まちづくりの基本方針」と「施策の柱」につきましては、先の小委員会で審議していただきました第 3 章で述べてきたことの復習といえますか、おさらいとなります。

それで今回、皆様に初めてご提案する形となりますのが、この右の青色のマーカーで囲みました「基本施策」の部分です。以前に新市建設計画の案の策定のポイントということで、お話しさせていただいておりますけれども、この建設計画は編入する各務原市の総合計画等をベースに新市の方向性を示しているもので、新市の総合計画を新たに策定するものではありません。そういう考え方にに基づきまして、どういうことかといいますと、この「基本施策」の体系は現在の各務原市の新総合計画にほぼ準じた形、ストレートな表現をすれば 8 割から 9 割はそのままという形になっております。

それを具体的にご説明させていただきます。

お手元の建設計画の33ページをちょっとご覧いただきながら、この資料でいきますと、2 枚目に当たる A 3 サイズの部分なんですけれども、よろしいでしょうか。

まずこのA3サイズの資料は、各務原市の新総合計画の第3章、部門別計画の「健康福祉都市」の84ページから85ページの部分をコピーしたものです。特に、オレンジ色のマーカーの部分を比べていただきたいと思いますけれども、例えば、建設計画33ページの(1)健康福祉の健康づくりの推進の部分です。ここの説明として、「健康で豊かな生活を営むために、『自分の健康は自分で守る』という自覚を一人ひとりが認識し」というくだりです。それに対しまして、このA3の方の新総合計画、同じようにオレンジ色でマーカーしてありますけれども、基本施策、健康づくりの推進ということで、説明が「市民一人ひとりが、自分の健康は自分で守るという健康管理意識の高揚のため」というくだりになっています。そして、次の基本施策の項目として、保健サービスの充実というように続きます。以上のように、今回の建設計画は各務原市の新総合計画の基本施策をベースとして組み立てております。

ただ、新総合計画が策定されたのが平成12年3月です。この後、現在において新たな施策として展開されているものが幾つかあります。例えば、地球環境保全とか、あるいはISOへの取り組み、あるいはカイゼン運動などです。これらは新たに建設計画の中で追加する形で、基本施策の項目だてを増やししたりしておりますし、また社会情勢の変化とか国や県の制度変更を受け、説明する文章や表現を微妙に変更させてあります。

このような考え方で、この第4章の構成を行ってきました。

それでは、建設計画の方に戻っていただきたいと思います。

33ページと34ページ、このような形で基本施策の項目の説明を行っております。

次の35ページの表の形式で、その基本施策を受ける具体的な事業を載せさせていただいております。また、これらの具体的な事業の中で、第3章で述べました新市の都市構造、いわゆる重要拠点にかかわる事業である部分につきましては、各事業名の右欄に記号を用いて第3章とのつながりを示しています。

そのあたりを具体的にご説明させていただきますけれども、ちょっと申しわけないんですが、40ページまでページを飛んでいただいでよろしいでしょうか。

ここは快適安全の分野です。特にハード面の整備が多いということで、第3章とつながりが多い箇所なんですけれども、黄色とピンク色のマーカーは、後ほどまた別の意味でご説明させていただきますので、今は無視していただきまして、40ページのところに紫色でマーカーしてある部分なんですけど、このように第3章で言いました回廊と拠点について、どのような整備を示すかを記号を用いて示しています。例えば回廊の中の、まちの回廊を白い四角()で、拠点の中の都市拠点を黒星()でという形であらわしてあります。

このように六つの分野を組み立てていただきまして、さらにページを飛んで申しわけないんですが、52ページをご覧ください。

こちらは「編入される川島地区に係る主要事業のまとめ」というタイトルのページです。これが今回の建設計画のエキスといいますか、各務原市とか川島町が合併することで新たに事業展開される事業を大方まとめたものです。個々の事業説明は後ほどさせていただきますけれども、まず黄色のマーカーを塗った部分をご覧ください。川島地区で行われるもの、川島地区の

みで行われる主要事業について掲載してあります。中には重複しているものもありますけれども、新市事業で3分野5事業、また県事業として事業展開されるものが1分野2事業です。

次のピンク色のマーカーを塗った部分をご覧ください。ここは新市事業全体の中で行われるもの、新市事業全体の中でもともと各務原市の新総合計画の俎上、つまりルール上にあった計画に川島地区の事業を上乗せさせたものです。例えば、小・中学校の耐震補強とか大規模改築などのようなものが当たります。新市事業では4分野10事業、県事業では2分野2事業です。

この黄色とピンクの色分け、つまり川島地区のみの事業と新市事業全体の中で位置づけしている事業のことですけれども、先ほど見ていただきました第4章の6つの分野ごとの事業一覧表において、同じルールで色分けを行っていますので、後ほどご確認いただければと思います。

それでは、このページの各事業についてご説明をさせていただく前に、留意点を少しお話しさせていただきます。

事業期間や事業費については、当然まだ詳細までは固まっておりません。新市建設計画での事業の頭出し、あるいは財政計画策定のための積算資料として大まかに持っているというレベルでご理解ください。また、一つ一つの事業は新市誕生後、予算編成の作業を経て、まず行政内部で認知され、具体的な姿が見えてきます。ただ、予算案として議会に提案されて、議決を経て初めて予算化、すなわち事業化が進むものですので、よろしく申し上げます。

これから個別の事業のご説明に上がります。

【事務局】

それでは、個別の事業について簡単に説明させていただきます。

川島地区のみで行われるものとしたしまして、新市事業として健康福祉の分野にある（旧）川島町民会館整備改修事業ですが、これは老朽化した町民会館の施設全体のリフレッシュ工事を行うものです。次に、快適安全分野の川島地区中心部周辺整備事業ですが、旧川島町役場庁舎周辺には行政施設、文教施設、さらに商業施設などが立地しており、現在でも都市拠点として形成されています。今後はさらにこの地域の面的な整備を図り、あわせて歩行者でも安心して利用できるような生活道路の整備や産業拠点などへの幹線道路の整備をすることによって、都市拠点として良好な市街地の形成を図っていくものでございます。

その下の（仮称）河跡湖公園整備事業についてですが、この河跡湖については、カラーでお手元にお渡ししてありますマップの川島町役場の上の方に位置しております。申しわけないんですが、第4章に関連する資料の3ページ、カラーで印刷してあるものを見ていただきたいと思います。このような感じで写真と説明が載っていますので、後ほど、ご参考として見ていただければと思います。この写真は7年ほど前の写真を使っておりますが、現在でもあまり変わっていないので、その現場はこのような環境であるよというようにイメージしていただければ結構です。この事業はここにも書いてありますように、川島町の総合計画でも盛り込んである事業で、ありのままの自然を崩さず、その生態系を大切にしたいエコロジカルパークとして河跡湖周辺の整備を行っていくものです。こちらは自然環境の保全ということもあるので、環境共生の分野でも同じように位置づけられております。

次に、その下の（仮称）新小網橋橋梁整備事業です。先ほど見ていただいた資料の右側に図が載っています。見ていただくとわかりになると思いますが、川島町と江南市とをつなぐ小網橋の架け替え工事となっております。この事業は平成14年度から始まっており、平成18年度の供用開始を目指して新市においても引き続き事業を進めていくこととなります。

そうして、県事業として盛り込んであります環境共生の河川環境研究所（仮称）整備事業ですが、これは河川環境の復元と水生生物資源の保存、水産資源を活用した産業の復興を目的として、ただいま河川環境楽園内に建設中である事業を言っております。

また、その下の自然の水辺復活プロジェクト推進事業ではありますが、これは自然環境との共生及び環境に関することをテーマに、現在、川島町民会館内で模型やパネルの展示が行われている事業でありまして、先ほど言いました河川環境研究所が開設されれば、そちらへ移行されて継続して実施していくというような事業であります。

そしてその下のピンクの部分、新市事業全体の中で行われるものとしたしまして、新市事業としての教育文化の分野では、小・中学校施設設備整備事業については、川島地区中心部に位置する小・中学校、公民館などの文教施設は、老朽化による耐震補強のための改修工事を行う事業となっております。

快適安全分野の排水路改修事業では、笠田地区、河田地区の慢性的な浸水被害の解消を行っていきます。

次に、この新市建設計画の目玉となる事業である（仮称）各務原大橋整備事業、（仮称）那加小網線道路整備事業は各務原地区と川島地区を結ぶ幹線道路として、橋の建設とその取り付け道路の整備を行うものとなっております。

次のコミュニティバス運行事業は、川島地区への路線を新たに設け、公共公益施設などへのアクセスを確保するものです。

公共施設耐震化の推進では、川島地区における公共施設は老朽化しているものが多く、これらの耐震補強事業を考えております。

環境共生の分野において、木曾川右岸流域下水道建設・維持管理負担金事業、公共下水道整備事業、公共下水道維持管理事業については、現在も行われている汚水の下道の布設事業やその維持管理などに関連するもので、今後も引き続き実施されていく予定のものです。また、この汚水幹線事業が完了した後、雨水幹線を順次整備していく予定です。こちらの事業については、排水路整備事業と同じく、快適安全の分野で公共下水道事業として盛り込んであります。

産業活力の分野では、河川環境楽園などの観光資源を利用し、多くの人々が訪れることのできるような交流拠点として活用していくものです。

その他、県事業において、快適安全分野で川島三輪線の建設、環境共生分野で木曾川右岸流域下水道事業の二つの事業が行われていく予定です。

以上でございます。

【委員長：松田之利委員】

4章のご説明をいただきましたが、やや膨大ですので、もしご質問、その他ございましたら

どうぞ。

基本的には、これはビジョンというか、大まかな項目というふうに考えておけばよろしいんでしょうね、この施策は。どうなんですか。

【事務局】

そうです。具体的なものよりも、もうちょっと大きなもの。

【委員長：松田之利委員】

だからそういう意味では、重点的に何をしていくかというような話はもっと別のところでやっていくということにはなりますね。具体的に今後やるに当たっては、重点的にはこういうものをやっていくよというのは、議会あるいはまた別のところでやっていくと。そういう意味では総花的になっているということになりますね。そういう性格のものだということをもっと前提に置いておけばよろしいということですね。

ということをもっと前提にして読んでいただいて、あるいは説明を伺ってどうでしょうか、何か。

【横山勝利委員】

今、承って非常にありがたい計画を盛り込んでいただいております。一つだけ、調査事業なんです、川島町の一番下流部、東海北陸自動車道の下に約10ヘクタールぐらいの用地が遊んでおられるわけですね。都市計画法の関係でひっかかってくるのかどうかは別に、この地区の土地利用の調査事業というものを若干組み入れていただくとありがたいなと感じるわけがございます。ここが手つかずである原因は、川島は二つの島からなっておりますが、大きい方の島が俗に言う尻無堤、おしりが堤防のない地区でございます。この地域は非常に不安がっております。私どもは毎年、国土交通省の方へ築堤を早く整備していただけないかというお願いをしております。堤防が整備できないと、なかなか活用を図っていけないという問題もあるわけですが、その調査事業を何か挙げていただくとありがたいなということを感じます。

【委員長：松田之利委員】

どうでしょうそこら辺、市としては。

【事務局】

その点については、町長さんから先日伺っております。そうですね、事業名をお決めいただいて、また教えていただければ。ただ可能性はかなり薄いというふうに伺っておりますが、いかがでしょうか、助役さん。

【委員長：松田之利委員】

今のお話を聞くと、そういうものがあるのでどうしたらいいかというような調査を、多分そこだけじゃなくて、各務原市内も含めていろいろな意味で、今後、調査・研究というものを一つの方針の中に盛り込んでもらえないかという……。

【事務局】

その部分だけじゃなくてということですか。

【委員長：松田之利委員】

多分、一般化すれば、それが主でしょうけれども、という話ですよ、今のお話は。

だから何々事業でやるというのではなくて、それはどうしたらいいかとか、どういうふうにも有効的にすべきかということは今後研究するということをして市の方針の一つに盛り込んでもらえないかというお話ですね、今のは。それはどうでしょう、そこら辺は。

【小森利八郎委員】

そこはいわゆる河川敷ですか。

【横山勝利委員】

いや、民有地です。

【小森利八郎委員】

民有地ですか。

【横山勝利委員】

下の方では一部、河川敷も含まれます。

ここの地区の一番末端のところ、笠松町の行政区域が若干入ります。2、3ヘクタール入るかな。

今の活用は遊牧地、競馬場の馬の食べる牧草で7割くらい使っておりますかね。あとは耕作したりというような感じで使っておるんです。何かもったいないといえどももったいない。

なぜ、こんなことを今申し上げるかといいますと、今から12、3年前、河川環境楽園の前身である世界淡水魚園をつくろうと2市4町で建設促進協議会を発足しまして、昔の建設省、今の国土交通省や県にいろいろ要望を行ってきました。その中で、北の笠田地域の、要するに河川環境楽園と言っておりますところは建設省と県で整備がされておりますが、その寄宿舍とかいろいろな予備的なものを本島の方でつくるということで、都市計画の中で緑地指定をし、住民説明をやってきた経緯があるわけです。パブルもはじけたということもあって、その計画が頓挫し、現在は全く手つかずで今日まで来てしまった。緑地指定を打たれてしまっておるものですから、住民は思い切った利用・活用もできないし、河川敷の一部にもなっておりますので、用途の中でいろいろ問題があるわけです。こういうところの整備を今後どのように進めていくかということ、今でも川島町で議論してありますが、途中になってしまっているものですから、地域住民はちょっと不安がっております。ですから、何か調査・研究事業を入れていただいでいくとありがたいなということをして……。

【小森利八郎委員】

今まで川島町さんでは緑地指定をただけで、後は何もやっていないということですか。

【横山勝利委員】

そういうことです。

これも全部国土交通省の主導でやってきたものですから。住民にしてみれば、ペテンにかかったという感じですね。絵を見せてこういう施設をつくるよといって緑地指定の説明会を開いたのに、何も事業をやらずにずっと10何年済んでしまったということですからね。必要なければ外すとかということをやらないかんわけですけども。

【委員長：松田之利委員】

私は今のお話を伺って、もしあえて挙げるとすれば、特定のその場所の調査とするか、あるいは市のいろんなものの調査・研究を進めますとか、何かそういうような項目を一つつくる……。

【事務局】

今、助役がおっしゃいました緑化の重点地区でというお話もございましたので、例えば41ページの水と緑による環境の整備ということで、一番上に大きくくりがあります。ここの中で緑化重点地区整備事業の中に具体的にどこどこ地区の土地利用調査とか、そんなような感じでもう一つ細かい部分で事業としては位置づけられるのではないかなというふうに考えておりますが。

【委員長：松田之利委員】

そういう形であればそれはそれでいいと思います。よろしいですか、そういう形で。

【横山勝利委員】

そういうことのくだりを、ここの中のどこかでやるよということをちょっと明記しておくとうれしいです。地域の住民にしてみれば、もうちょっと具体的に調査をやるよということが表面に出ると安堵感を受けるものですから。緑化推進事業の中で検討していく、調査・研究を検討していくと。

【委員長：松田之利委員】

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

私、さっき特長ではないですねと言ったのは、例えばシティーパークというか、公園都市というようなことをもしお考えなら、それに合わせた道路整備、例えば自転車道とか、歩道の整備とかというようなものがこの中にあってもいいのかなと思ったんです。それは個々の細かい具体的な事業の中でやればいいことで、ここはある種の特長をやるというより、全体にこれからやっていく都市計画を、網羅的に出しておくということだろうと思うので、そういうふうに理解したということなんです。

それから市民協働のところも、かつて行財政改革をやらせていただいたときに、この各務原市は、例えばまちづくりをするときも市民参加でまちづくりをやっていくぞというお話がありました。これだと自治会とかボランティアとか広報というだけで、何かこれから新しいまちづくりをしていくときに、行政と住民が一体となって、何かやるぞというのが1項目ぐらいあってもいいかなとちょっと思ったんです。そこら辺は改めて書く書かないは別として、今後の別のところで、個々の具体的な新しい施策なり展開していただくときにやっていただければいいのかなと個人的にはそういうふうに思っておるということです。

ほかにございませんか。

とりあえずご意見はいただいたということで、5章の方へまいらせていただきます。よろしくをお願いします。

【事務局】

第5章の方ですが、新市建設計画の冊子の53ページになりますけれども、お開きください。

それでは、第5章、公共施設の統合整備と適正配置について説明させていただきます。

合併特例法では、公共施設の統合整備と適正配置について、新市建設計画に盛り込むべき事項として例示されております。これはどちらかといいますと複数以上の市町村が合併を行うときですけれども、特に新設となる場合が問題となりますが、役場庁舎の扱いであるとか、市民会館やホールなどの扱い、あと小・中学校の統廃合など、それぞれの市町村が整備してきた類似の公共施設をどのように扱っていくかということを議論しなければなりません。幸い各務原市と川島町につきましては、役場庁舎を除きまして、類似する機能の施設はありましても、施設規模の違いが大きいので、すみ分けは難しくないということです。

そこで、この章は第10回の合併協議会において、協議第47号「事務組織及び機構の取扱いについて」という中で、「現在の川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため（仮称）川島振興局を設置する」と承認されておりますので、その協議結果に基づき内容を整理してあるということです。

それでは、第5章を一度読ませていただきます。

「第5章 公共施設の統合整備と適正配置。公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性や地域バランス、さらには財政事業等を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とします。なお、合併に伴い振興局となる旧川島町庁舎については、地域の課題への迅速かつ確かな対応ができるよう十分配慮し、適切な住民サービスの提供が可能となる必要な機能の整備に努めます」ということです。以上です。

【委員長：松田之利委員】

どうもありがとうございました。

ここは旧川島町庁舎だけでいいということでしょうか。

【事務局】

川島小・中学校も現存のまま残るという協議結果になっておりますし、問題はないと思えます。問題があるのは、この川島町庁舎と理解しておりますけれども。

【委員長：松田之利委員】

今までのものを十分利用できると思うんですが、そこら辺、どうでしょう。

【事務局】

そこまで特に、変わる部分だけ触れていると理解しています。

【委員長：松田之利委員】

皆さん不安には思わないんでしょうね。えらく変わるんじゃないだろうとか、そういうこと。基本的には今までのものが十分そのまま機能していくんだということを言った上で、なお旧川島町庁舎についてはとかいう、私の個人の感覚で、ほかの委員の方々は……。大体こういうもんなんですかね。

【副委員長：村井宏行委員】

さっぱりしているんで、そういう印象を受けちゃうんですけれども。確かに変わるのが庁舎

だけであれば……。

【事務局】

先ほども説明しましたが、新設で対等にやるような場合、それぞれ整備してきた市民会館をどうするかとか、そういった場合には、がしっと書かれるんです。合併特例法なんかにもこういう例示が、これは示しなさいと出ているんですが、今回、各務原市と川島の場合、そこは問題ありません。でも、一応承諾だけはしておいた方が無難かなということで上げているレベルなんです。

【松原史尚委員】

ただ、確かに委員長がおっしゃられるように、最初の「公共施設の統合整備と適正配置については」という部分ですよね。原則、今のところは類似なものなのでやっていかないという部分なんですけど、「ついては」ということが主語になって、「計画的に進めていく」という述語にとられかねない可能性がある。いわゆる公共施設の統合整備を計画的に進めていくよというお話をあえてしているようにとられかねない部分があるので、「ついては」はちょっと不適合かなという感覚はするんで、やらないならやらないというふうにいった方がいいのかもしれないですね。

【委員長：松田之利委員】

あるいは今はこうだけど、ここはまた考えるとかいうふうにした方がいいかななんて、ちょっと思ったりもしたんですが。

【横山隆一郎委員】

将来的には統合整備と適正配置をしていくんですね。

下から3行に振興局となる川島庁舎という、このくだりは激変緩和というか、当面の安心を持たせる意味で期間はわからないけれども、とりあえずこういうふうにしていくということですから、振興局が永久に残るというわけじゃないと私は理解しています。だとしたら、僕はこれでいいと思うんですけども。

【委員長：松田之利委員】

というご意見も。

私も別にこだわりませんが、ちょっと見た印象だということだけです。

【松原史尚委員】

別に僕もこうしなきゃいけないというふうには言いません。ただ、今いろんな部分で段階的に進めていくということが言われていますよね。その中において、この部分で計画的に進めていくというと、何かを必ずやっていくんだぞというイメージがついてしまわないかなという不安を感じただけで、その程度のことですので、問題なければ特にいいです。

【委員長：松田之利委員】

よろしいですか。

〔「いいんじゃないですか」の声あり〕

【委員長：松田之利委員】

第6章、お願いします。

【事務局】

すみません6章ですけれども、55ページから58ページまで4ページにわたって第6章財政計画がございます。ご説明に当たりまして、A3の数字を羅列した表がございますけれども、これはお手元の冊子の方の58ページを拡大いたしましたものでございますので、こちらと本編の文章をご覧いただければと思います。あと必要に応じて参考資料でご説明をいたします。

それでは早速ですが55ページ、1.前提条件の設定というところで、財政計画策定の考え方につきまして、ここを朗読させていただきます。

「新市における財政計画は、平成16年度から平成26年度までの11年度間の財政運営の指針と位置づけ、普通会計ベースで策定しています。策定に当たり、地方分権がより一層進展することによる自己決定範囲や自己責任範囲の拡大、国と地方の三位一体の改革（地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の縮減）等に伴い、極めて厳しい財源見通しであることを大前提とした上で、歳入・歳出を見込んでいます。特に、徹底したコスト縮減に取り組むとともに、合併や民間活力のさらなる活用によって節減される人件費などの経費を的確に見込みながら、未来への基盤整備など、新市において実施していく予定の主要事業を適切に掲載しています。なお、合併に伴う国・県からの財政支援措置も見込んで計上しています。」

とりあえずこれが策定の考え方なのですが、国・県からの財政支援措置の一覧表をまとめてございますので、資料の第6章関連という資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。A4判の右上に資料（第6章関連）というふうに書いてある資料でございます。

新市建設計画の財政計画で見込んでおります国・県からの財政支援措置の一覧でございます。

1番、黒く網かけしているところですが、国からの支援措置といたしまして、大きく分けてから まで三つございますけれども、それぞれご説明いたします。

まず普通交付税でございますが、(1)といたしまして合併算定替ということで、合併後10年度間は、合併がなかったものと仮定して交付税額を保障ということでございまして、交付税の算定に当たりましては、いろいろな基礎数値、人口でありますとか、面積でありますとか、こういったものを基本として算定するんですけれども、各務原市と川島町を別々に10年度間は計算をするという仕組みでございます。さらに10年経過の後、5年度間は激変緩和措置を講じるということでございまして、矢印のところに書いてございますけれども、いわゆる川島町と各務原市を1本で算定した場合と比較をいたしまして、毎年度3億円程度、別々に計算した方が交付税額が多くなるというふうに試算をいたしておりますので、この要素をまず盛り込んでおります。

それから(2)といたしまして、合併補正でございます。合併後の急激な行政需要、こういったものに対応するために、国の方で交付税の割り増しの措置がございまして、これが5年間合計で8億円程度というふうに見込んでございます。

以上が普通交付税の関係でございます。次に 地方債でございますが、合併特例債につきましては、各務原市と川島町の場合、上限額が人口をもとに決められるわけなのですが、この上

限度というのが約 170億円程度あるというふうに想定をしております、本計画におきましては、通常の起債をできるだけ抑制するかわりに、合併特例債は非常に有利な起債でございますので、目いっぱい発行するというので、170億円の発行を想定してございます。矢印のところを書いてございますけれども、後年度の交付税措置につきましては、この170億円の7割相当額、額にいたしますと119億円でございますが、これが普通交付税の基準財政需要額にカウントされるということでございます。

それから 1番の国庫補助金でございますが、合併準備補助金ということございまして、総務省から3年間合計で4億5,000万円の国庫補助金が来るということでございます。この額につきましても、各務原市と川島町の人口をもとに決められてございますので、以上申し上げたところは基本的には手がたい数字として支援措置が受けられるというふうに考えてございます。

なお、印のところ小さく書いてございますけれども、このほかに特別交付税による財政措置というのがあるんですけれども、特別交付税措置については、この計画ではあえて見込んでございません。若干のプラスアルファがあるということでございます。

続きまして、大きな2番の、黒く囲ってありますが、県からの支援措置でございますが、岐阜県からの交付金がございます。合併市町村支援交付金でございますけれども、これが5年間合計で5億円措置されるということで、これも同じように人口をもとに決められてございますので、総額5億円の措置があるということでございます。

以上申し上げたものにつきましては、すべて数字の方に織り込んでございますので、すべて入っているというふうにお考えいただければと思います。

すみません、また55ページの方にお戻りをいただきたいと思っております。

55ページの上の方の箱の下4行目ぐらいのところですが、今回財政計画を策定するに当たりまして、策定の3原則ということをおうたっております。

といたしましては、プライマリーバランスの均衡というふうに書いてございまして、これは歳入歳出から借金関連の経費を除いた場合に、収支がどうなっているかというふうに見ると、一応財政の見方というのがございまして、国の方で最近いろいろ使われているものでございますが、これを一つ今回の計画においてもできるだけ均衡させるようにしたというのが1点目です。これは後ほどご説明いたします。

それから 2でございますが、国・県に依存する財源を厳しく見込むということで、交付税、国・県支出金を厳しく見込んでございます。

それから 3でございますが、そうはいいながら未来への基盤整備など、必要な事業は適切に見込むという3原則で、以上の3つを、3原則ということでおうたっております。

すみません、また恐縮ですがA4の資料の第6章関連という資料の、国・県の支援措置を見ていただいたペーパーの2ページ目をお開きいただきたいと思っております。

プライマリーバランスについてというふうに書いてございますが、ご承知の方は恐縮ですが、簡単にご説明をしたいと思います。

上の丸で、プライマリーバランス均衡とはということで、いわゆる公債費、借金を返済する

経費を除いた歳出が、借金、本市の場合は地方債になりますが、地方債を除いた歳入で賄われている状況をプライマリーバランスの均衡といいます。

1行飛んでいただいて印で、国は今、2010年代初頭の黒字化に向けて、努力をしておるところのようでございます。先般出ました平成16年度の予算案ベースでございますと19兆円もの赤字ということでございまして、19兆円という数字は国の一般会計歳出の23.2%に相当する赤字でございます。

その下の丸ですけれども、本計画案におきましては一応黒字を達成しているということでございます。国の施策として措置される臨時財政対策債を除いた場合、プライマリーバランスは計画期間を通じて黒字を確保しているということでございます。計画期間全体で見ますと、歳出に対してプラス3%程度の黒字でございます。

下の箱でイメージをご説明します。下の箱の左側PB赤字と書いてあります、これがプライマリーバランス赤字のケースです。その箱の左側が歳出で、右側が歳入ですけれども、歳出からまず公債費というのを除きまして、歳入から借金を除きます。そして、その箱の色を塗っている部分を見ていただきますと、赤字のケースの場合は歳入の税収、例えば我々が今払っている税収よりも多くのサービスを受けているという関係が成り立つということでございます。矢印の下のところに書いてございますけれども、現在の負担以上の行政サービスを楽しんでいるということでございまして、国がこの状況でございますが、借金の方が借金を返済する金よりも多いものですから、この状況が継続すると借入金残高がどんどん膨らんでいくという構図でございます。

それから右側がPB黒字のケース。この場合は歳出と歳入からそれぞれ借金関連の経費を引きますと、歳入の税収の方が多うございますので、現在享受している行政サービス以上に負担をしているということでございます。借金より公債費、借金を返済する金の方が多うございますので、この状況が継続すると借入金残高が減少していくということで、これはいずれにしてもあまり両方とも極端にぶれるとあまり好ましくないということでございます。これが若干の黒字ぐらいで極力均衡するようというふうにご留意をしたということでございます。

それから、以降説明を省略しますが、今見ていただいた後の3ページは歳入歳出の構成比、それから4ページ以降は財政の用語の解説をさせていただきます。必要に応じて後ほどご覧いただければと思います。

それでまた本体の方、55ページに戻っていただきたいと思っております。

下段の箱でございます。1-2前提条件ということで、まず1-2-1歳入について、主な項目ごとの計上に当たっての考え方を、順次ご説明してまいります。

まず(1)地方税でございます。過去の実績を踏まえつつ、今後期待される経済成長も勘案し、毎年度、対前年度0.5%程度増加するものとして推計をさせていただきます。また、合併に伴う不均一課税の影響分も加味をさせていただきます。さらに三位一体の改革、これは三位一体の改革ですので国庫補助金が減りますと。減るかわりに地方に税源として渡しますという話がございしますので、地方税の世界ではプラス要素でございますが、三位一体の改革に伴う影響分といたし

まして、平成18年度以降は各年度通常分で計算したものに対して2%程度増加するというふう
に推計をしてございます。

数字の入った表の方をちょっとご覧いただきたいと思います。上の箱が歳入でございまして、
歳入の一番上に市税というのが入ってございます。市税を見ていただきますと、平成16年度が
181億円程度、ずっと右の方に行っていて平成26年度、本計画の最終年度が195億円程
度ということでございまして、この間、11年度間の伸び率は7.4%のプラス、額にいたしまし
て14億円弱のプラスを見込んでございます。この14億円のプラスの内訳なんですけれども、前
段でご説明した毎年度0.5%、経済成長で伸びてくるだろうというところがプラスの11億円弱、
それから三位一体の影響に伴って税収が増えてくると、これをプラスの3億円程度というふう
に試算をしてございます。

続きまして、また本編に戻っていただきまして、(2)の地方交付税でございまして。こちらの
方はまず先ほどご説明したとおり、普通交付税の算定の特例、合併算定替とか合併補正、それ
から合併特例債の元利償還金に対する交付税措置、こういったものをまずプラス要素として見
込んでございます。

一方で、三位一体の改革に伴う影響分といたしまして、平成18年度以降は各年度40%程度交
付税が減少するものとして厳しく推計をしております。特別交付税については、各年度20%程
度減少するというふうにしてございます。

また数字のA3のペーパーに戻っていただきます。地方交付税というのが、歳入の欄の上か
ら6行目に地方交付税の欄を設けてございます。平成16年度各務原市と川島町合計で27億円程
度と見込んでおりますが、それをずっと右に見ていただきますと、年々減少減少してきて、平
成26年度には14億8,600万円程度であろうと推計をしてございます。これは額にいたしますと、
マイナスの12億、それからパーセントに直しますと対16年度比マイナスの45%程度というこ
とで、厳しく見てございます。

なお、この中には先ほどご説明したとおり、合併に伴いますプラス要素がございまして、そ
れを11年度間の合計ですけれども、合併のプラス要素として42億円程度を見込んだ上で、この
マイナスになっているということでございます。この42億円がなければ相当厳しい状況になっ
ているということでございます。

続きまして、また本編の方に戻っていただきまして56ページでございまして。一番上、(3)国
庫支出金、県支出金というところで、経常的な支出金につきましては、過去の実績に基づきま
して、先ほどご説明した第4章で掲載した主要事業に係る財源を現行制度のまま国庫支出金、
県支出金とも来るということでまず見込んでいます。

それから、先ほど申し上げたとおり、国からの補助金、県からの補助金、合併に係る分も見
込んでございます。一方でマイナス要因ですが、三位一体の改革に伴う影響分といたしまして、
平成18年度以降は各年度10%程度、国・県支出金とも減少するというふう
に推計をしてござい
ます。

その上でまた数字の方をご覧いただければと思いますが、上から9行目ぐらいでしょうか、

国庫支出金、それから県支出金というふうに数字を並べてございます。まず国庫支出金は平成16年度が30億 2,800万円、ずっと右に行っていたかまして最終の平成26年度は23億 6,400万円、それから県支出金につきましては、平成16年度が15億 8,400万円、平成16年度は14億 9,900万円ということで、それぞれ国庫支出金については6億 6,000万円程度の減、それから県支出金についても8,500万円程度の減があるということで見込んでおります。

なお、国・県支出金につきましては、年度をずっと追いかけていただきますと、若干の増減があるわけなんですけど、これは先ほど第4章の主要事業でご説明いたしましたとおり、一応今仮置きですけれども、何年度にこういう事業をやるという前提で、はじいてございます。それに伴いまして国・県からの支出金については年度によって増減をすると、一方的な方向性が出ないということでございます。

続きまして56ページでございます。(4)の地方債のところでございますけれども、基本的には、先ほど申し上げましたとおり、各年度においてプライマリーバランスが極力均衡するよう留意しつつ、第4章で掲載した事業を中心に発行することとしています。また、必要に応じて財政措置が最も有利な合併特例債を発行することとし、通常債の発行を極力抑制することとしています。

本計画における合併特例債の発行見込額は170億円と仮定しています。

なお、合併特例債については、行財政改革に努めることによって、所要の財源が確保された場合、発行額を抑制しますということでございます。

続けさせていただきますが、また国が地方主体の財源不足を補うために措置する臨時財政対策債という地方債がございまして、これは川島町と各務原市を足しますと、平成15年度で27億円もあるんですけども、これについて、計画期間を通じて25億円程度、国から措置があるというふうに推計をしております。さらに、その元利償還金相当額につきましても、本計画におきましては、現在、地方全体が巨額な財源不足に陥っている状況下にあることから、地方交付税ではなく、臨時財政対策債により措置されることを想定しています。いずれにしても、国の施策によって措置されるものと考えていますということで、ここは本市独自の取り組みで、いかんともしがたいものということでございます。地方全体の財源不足というのが今10兆円程度に達している状況で、これを埋める措置といたしまして、国が臨時財政対策債という借金を、地方に借金の資格を与えているという制度になってございますので、ここについては、一時的に市でどうのこうのできないということですが、額が非常に大きいものですから無視はできないため計上いたしてございます。

その結果が、また数字の方を見ていただければと思いますが、歳入の方の下から4行目の市債というところでございます。ここは総額のところでご説明をいたしますが、一番右側に計の欄を設けてございまして、合計で593億 1,500万円の市債を見込んでございます。内訳につきましては、先ほど申し上げたとおり、合併特例債がこの中に170億円入ってございます。それから、臨時財政対策債が360億円入ってございます。したがって、差し引きますと、通常の地方債につきましては、11年間で60億円ということで、単年度当たり5億円程度でござ

いますので、通常の地方債はほとんど起こさないというような計画にしております。

なお、臨時財政対策債を除いた通常債と合併特例債で見ますと、今申し上げたとおり60億円と170億円で、230億円この中に入っているんですが、本市の過去10年間の起債規模は300億円弱でございます。その臨時財政対策債という特別なものを除きますと、合計する230億円というのは、過去10年間、本市だけでも300億円弱起債していますので、過大に地方債を発行しているという形にはなっていないということでございます。

歳入の主なところは、以上でございます。

本編の57ページ、歳出でございますが簡単にご説明したいと思います。

歳出の方は、まず(1)の人件費でございますが、ここが合併のメリットとして出てくるところだと思っております。各務原市と川島町を足した平成17年度当初の一般職員数の見込みが1,134人でございます。これを平成26年度末、計画の最終年度には約980名程度まで削減をするという方針のもと、退職者の補充を抑制することによる一般職員の減、それから合併に伴う特別職や議員の減というの見込んでございます。数字の方を見ていただければと思いますが、同じく先ほど見ていただいているA3ペーパーの下の方が歳出の分野になっていまして、歳出の一番上段、最上段に人件費がございます。平成16年度見込みが95億6,300万円、これに対しまして、最終年度の平成26年度は84億円程度ということで、人件費でマイナスの12億円弱、率でマイナスの12%程度と、人件費は減ってくるということでございます。

それから、また57ページの方に戻っていただきます。(2)の物件費から(4)の補助費等まで、ここはご説明省略いたしますけれども、基本的には各年度1%のプラスを見込んでございます。それに、合併による特殊要因等も若干加味するべきところはしてあるということでございます。

それから、(5)の公債費につきまして、各市町における既借入債、既に借り入れたものについては、償還計画に基づきまして償還をしていくということでございます。これに加えまして合併特例債、それから今後起こすであろう通常債と臨時財政対策債、この償還見込額を計上してございます。なお、合併特例債の償還期間につきましては、現在、本市の銀行資金の償還期間が15年でございますので、それと同条件としてございます。

続きまして、(6)の繰出金でございます。先ほど物件費等は1%の伸びとご説明しましたが、(6)の繰出金のうち、国民健康保険事業、老人保健、それから介護保険、この3つにつきましては、近年の高齢者数の伸びというのがおおむね5%か、それに近い数字ということがございますので、それぞれ対前年度プラス5%という数字を置いてございます。数字の方で見ていただきますと、歳出の表の下から3行目、繰出金というのがございます。これが平成16年度35億7,000万円、平成26年度、最終年度には56億円程度ということで、ここはプラス20億円程度、率にしてプラス57%程度ということで高い伸びを示しています。

なお、この中には、今申し上げた3つのほかに下水道事業があります。下水道事業については、ほかと同じように対前年度1%の増で見てございます。

歳出の最後ですが、(7)の普通建設事業ということで、本計画に基づく事業費及び経常的な事業費について推計をしております。歳出の下から2行目、普通建設事業費というところで

ございます。一番右側を見ていただきますと、11年度間の合計で664億円程度の普通建設事業を実施していくという想定で計上をしております。

最後に、57ページ一番下のところに1 - 2 - 3ということで、財源調整と書いてございます。財政調整手段として各種基金等を取り崩すということで、歳入科目としては繰入金になるんですけども、繰入金を活用することとしていますが、さらなるコスト縮減にも努めることとします。なお、川島振興基金の創設というお話もございまして、これらも含めると、平成16年度末の基金残高見込みは160億円程度となっております。

もう一回すみません。A3のペーパーの歳入で、繰入金というところを見ていただきますと、繰入金が平成16年度5億5,800万円から始まりまして、最終的に一番右側66億円程度の繰入金という数字を立ててございます。歳入に対して歳出が大きい部分、足りない部分をこの繰入金という項目でカウントしておるということで、11年度間の合計で66億円でございますが、今基金残高の見込みが160億円程度あるということでございまして、単純に取り崩しだけとして足りるというような形、さらに行革努力に努めていきたいということでございます。

財政計画は以上でございます。よろしく申し上げます。

【委員長：松田之利委員】

どうもありがとうございます。

ご質問、その他どうぞ。

【川島町助役】

歳出の公債費ですけども、ちょっと私聞き漏らしたか、よくわからないものですから確認します。平成16年度の公債費が60億8,700万円なんですね、17年で30億ちょっとと約半分にながっていますが、これは借り換えの関係ですか。

【事務局】

これは、減税補てん債というのが平成16年度に満期を迎えまして、それを一たん全部返さないかんという、これは全国的な決まりでございますので、それを除きますと30億円程度でございます。

【川島町助役】

要するにここで返すんじゃなくして、借り換えですね。

【事務局】

市債の方をご覧くださいますと、市債も平成16年度は58億円ということで、非常に大きな額になってございます。これは減税補てん債という地方債が28億円程度入ってるものですから、借り換えでございます。

【川島町助役】

そういうことですね。

【委員長：松田之利委員】

ほかにございませんか。どうぞ。

【横山隆一郎委員】

プロが立てたんやであれですけど、今、プライマリーバランス、赤字、黒字というので説明を受けた、要するに歳入、市債やね、借金と書いてある、市債と読みかえてたっていいでしょう。市債と公債費が市債の方が大きければ赤字だよと、これは避けたいよということで、今、各年度ぴゅうっと拾っていくと、平成16年は市債の方が少ないけど、それ以降は市債の方が大きいんやね。

【事務局】

おっしゃるとおりでございます。56ページの(4)番に地方債という項目があります。そこでも1行目にプライマリーバランスという言葉を使っていて、括弧書きの最後に臨時財政対策債を除くと書いてございます。臨時財政対策債というのは、先ほど申し上げたとおり、国が、言い方は悪いんですけども押しつけるといいますか、勝手に配ってくるものですから、地方の判断で借金を抑制するというものに寄与しないものでございますので、今横山委員がおっしゃられたとおり、外づらは地方債の方が多く見えてございます。臨時財政対策債を除くとプラスになっているということです。

【横山隆一郎委員】

そういう説明やったか。

【委員長：松田之利委員】

これは、国が割りつけてくるわけですよ。

【横山隆一郎委員】

それは何に使うんですか。

【事務局】

一般財源ですから、何にでも使えます。平成12年度までは、地方の財源不足があった場合、国が交付税特別会計で借金をしてあげて、地方団体に交付税で配っていたんです。ですから、本来は国がまとめてとりあえずは借金して、後で地方のみんなで返していきましょうという仕組みなんですけど、地方公共団体としてはその分が交付税で来るので、本当は借入金なんだという意識がないということで、平成13年度から変えたんですね、仕組みを。それで、従来、交付税で配っていたものを、臨時財政対策債という借金で配りますよと。この借金の性質は一般財源と同じでございまして、用途に制限はございません、例えば、人件費にも使えます。交付税から臨時財政対策債というふうにスライドをされたということでございまして、その規模が、川島町とうちを足すと26億円ぐらいあるんですよ、平成15年度で。ばかにできない額なので、これをどう見込むかというのがありまして、ただ基本的に償還時には、国が基準財政需要額というところでカウントしますと、100%。だから、考えなくていいですよということになっているんですが、相変わらず財源不足が続いているので、借金を返済する、臨時財政対策債を借りて返すときに、交付税ではなくて、また臨時財政対策債を配ってくると、それでまた返す、借りて返す、借りて返すという形でしばらく続かざるを得ないであろうということでございます。

【委員長：松田之利委員】

これは、最後に国が持ってくれるかどうかは、一応持ってくれることになってるんだね、今はね。けどわからないけれども、信じるということで。

【横山隆一郎委員】

国なんか信じられんであかん。

【各務原市助役】

さらに3年間、また延長されましたね。

【事務局】

今回、延長されましたので。

【各務原市助役】

だから、これは国が責任を持ってくれるので、計算に入れなくてもいいよということなんですけれども。

【委員長：松田之利委員】

わからないけれども、やらざるを得ないという言い方は変ですけど。

【各務原市助役】

だから、それを抜くとプラスになっているということなんですね、今の説明では。

【委員長：松田之利委員】

逆に言うと、これを除けば、各務原市としては収入がそれだけ減ると。けど減るけれども、支出もそれで抑制してやれると。逆に返すのも減るということですから、何とかなるぞという……。

【事務局】

そうです。

【委員長：松田之利委員】

今のところ、支出の中には次にまた借り換えで来るから、支出の公債費で。

【事務局】

積んでいます。継続しています。

【委員長：松田之利委員】

積んでいるわけね。だから、そういう意味で言うとプラス・マイナスが、相殺されるから、ある意味では影響はないわけですね。

【事務局】

収支に影響はないです。

【委員長：松田之利委員】

そういうことですね。収支に影響はなくて、經常の扶助費とか維持費とか物件費とか人件費は、そういうことを当てにしなくてもちゃんとできるよというふうになっているということですね。そういう形ね。

【横山隆一郎委員】

サラ金で借りているようなもんか。

【事務局】

確かにそういうイメージで、横山委員ではありませんけれども、その借り換え、借り換えという形に当分ならざるを得ないということですね。

【各務原市助役】

ここから借りたら今度返せなくなって、こっちから借りてこっち返して、こうやってやるだけで、ちょっと減らへんで。

【松原史尚委員】

根本的な質問で聞くんですけど、何でこれをつくらなきゃいけないのか、よくわかんないんです。お金の部分の予算とか見通しというのが必要なのかなあというふうにも思うんです。原則、時代背景とかいろんな部分の中で、シミュレーションをしていくときに、何となく数字のつじつま合わせのような気が、僕らはしちゃうんです。例えば、歳出の部分における人件費なんていうのは典型的でして、公務員の皆さんの給料を年々下げていくという、じゃあその中でという部分でも、これもまた夢のない話だなあというふうに思いながらですね。

【横山隆一郎委員】

これは人件費を下げていくよりも、人間がだんだんだんだん減っていきますので。

【松原史尚委員】

人間が減って行って、それに対するという部分ですか。

【委員長：松田之利委員】

行財政改革で、そういうふうにする決めてる。だからこうなるという数字ですね、確か。

【横山隆一郎委員】

人間が減るということでの減ですから、必ずしも1人の取り分というか、それは。

【松原史尚委員】

変わっていくわけじゃないということですね。

【横山隆一郎委員】

少しずつふえていくんですね、本来は。

【松原史尚委員】

新陳代謝というのは大丈夫なんですかね。

【横山隆一郎委員】

その辺も難しいところですけどね。

【松原史尚委員】

例えば、本当に極端な話、インターネットを皆さん使いますけれども、60近くなってきた人たちに使いこなせるかどうか。それがだんだん時代とも変わってくるわけです。やっぱり若い職員というのは、ある種、こういかなければならない部分というのがあるので、退職ばかりでなく、そのあたりのシミュレーションがきちっととれているのかどうなのかという部分を。

【事務局】

各年度、定年退職する方というのは年次計画でつかめておりまして、一応一定の補充を織り

込んだ上での数字になってございます。ただ、例えば10人退職されたら10人採用と、イコールにはしていませんけれども、おおむね2分の1くらい採用するという形で、増の要素は見込んだ結果でございます。

それからあと、財政計画はなぜつくるかという話なんです、基本的には法律でつくれというふうになっていまして、つくらざるを得ないというのはあります。財政の姿がこのとおりいくかどうかは別として、示せという趣旨だろうとおそらく思います。

【委員長：松田之利委員】

基本的には枠組みがこうなっているということ自身が、一般の人が知ることはそれなりの意味もあると思うんですね。どういうふうにするかは別として。

それから今、人件費の話で出て、さっきのこともそうだと思うんですが、私も関係した行財政改革の検討会議で、人件費が減ることによってサービスなどが低下しないだろうなという危惧があって、別にいろんな意味で補うというような中身があるんですね。縮小、縮小という守りの姿勢ですべて考えていると、今のご質問のような形が出てしまうので、こういう節減はするけれども、市の行政やサービスは低下しないよというのが、各項目について増えたことはいいんだけど。特に減っていったりするところは、数字だけでなく本当はどこかに説明があった方がいいかなあという気はするんですね。いろんな市民参加、いろんな人材活用を含んでいる部分もあるわけでしょう、この人件費の中には。これが何か出るといいかなという感じがします。

【事務局】

人件費が抑制され、例えばその分を民間に委託しますとなると、項目で言うと、物件費が増加する形になるんです。文章のご説明を飛ばしてしまったんですけども、57ページの(2)の物件費のところ、業務委託等の増加分や、というくだりを設けて、物件費は逆に増えてくる要素があると。ただ物件費自体もコスト縮減をかけてきますよと、そういうような形で一応考えてはございます。

【松原史尚委員】

この件とは関係ないですけども、またちょっとご質問をさせていただきたいと思うんです。例えば財政改革の中で、収入を減らすことばかりがすべてではないと思うんで、例えばこの収入を増やしていくことですよ。合併特例法における市税の増加だとかについては見込んであるという部分が確かにあったんです。この前、ちょっと新聞で見て、たばこ税とか、ある町に行くと、例えばそこに自動販売機を設置をしたら、どこに本社があるかがそこで払ってくださいというような部分をやっていたり、その反面、各務原市というのは本社がある位置に税金が落ちちゃったりするとかいう、いろんな部分を聞いたりもしていたんです。歳入自体を増やすようなポジションも調査・研究、先ほどの土地の話じゃないんですけども、そういう部分の調査・研究をしているようなところっていうのはあるんでしょうか。やっぱり適正にその予算というか、本来、その各務原市に落ちるべきものが、そうじゃなくなっているという部分については調査・研究をしながら、きっちりと我が町に落とさせていただくようなことをやっていた

だけのような部門があるんであればいいんですけど。ないんであれば研究していただけたらいいなあという意見でございます。

【事務局】

今のお答えになるかどうかわかりませんが、いわゆる税を新しく各務原市独自でつくるとかそういうことはしておりません。例えば施策として、今度VRの2期事業をやるんですが、例えば固定資産税をふやすとか、それから、そこでお働きになる方の市民税をいただくとか、そういった形での施策でもっての収入の増というのは見込むというか、施策として行っております。

【松原史尚委員】

市長さんお得意のところですよ。

【各務原市助役】

唯一、役所においてお金もうけができるセクションというのは産業部というところなんです。工業団地の造成とかね、そういうことをやるところなんですよ。

【松原史尚委員】

わかりました。

【委員長：松田之利委員】

これも前に行財政のところ、縮小だけでなく積極的に財政収入を拡大させることを考えるという意見がさんざん出て、それは考えるけれども、今の状況で行けば、最も手堅いのがこれだよという立て方ですよ、行財政もそうなので。だからそこをきちんと前文なりどこかに入れておいていただく、さらにそれはそれで考えるというあたりを、説明しておいていただければいいという気がするんですけど。

今のお話を聞くと、とても手堅くて、各務原市はそういう借金したりして、当てのないことをしないよというのはよく出ているような気がします。私もなるほどというふうに思って、これは各務原に住んだ方が安心かなあという感じがします。

【横山隆一郎委員】

平成17年度の当初見込みで、一般職が1,134人、平成26年度で約980人と、人件費が試算されている。最終的に一般職の適正人員が何人ぐらいなのか。980人が多いのか少ないのかとか、その辺はわかるんですか。退職の方はばっちり数字がわかるとるもんだからいいわね。その半分か、3分の1ぐらいずつ補充していこうかという、実質どんなもんで補充されているのかよう知らんけれども。

【川島町助役】

これは非常に難しい問題です。例えば病院を市で持つか持たないか、要するに税金を投入した人件費でやっていくかどうか。それから、いろんな施設がありますね。幼稚園とか保育園とか、これを民営でやるか、市でやるか、実際のまちの施策がどこに力点を置くかで、そこが膨張したり縮小したりします。人口100人にだいたい1人が地方公務員というふうに聞いてきておるんですけども、その100人に1人はどこまでの範囲で100人に1人かということで、非

常に難しいんです。川島町の場合は今77名、これは施設も全部入れて。保育園はありませんからね。例えば消防あたりで言うと、広域連合でやっているから、その人件費は負担金で払っています。町でやった場合はどうかということになると、スリム化しているようでそうではない。委託でやっている部分とかいろいろあるもんですからね、つかみにくいでしょうね。

【事務局】

各務原市の現行の定員適正化計画は、平成18年度まで策定しているということです。その後は、今、横山委員さんがおっしゃられた、どこを適正規模かというのをちゃんとつかんでいるかということに関しては、きちりした計画があるということではございません。将来的にあるべき規模がどれぐらいかという話について、整理をしてあるかと言われれば、そこまではまだ整理しきれていないのが現状だと思います。

【委員長：松田之利委員】

今後の課題ですよ。たしか行財政改革のときにも、どこを減らして、しかし、必要なところはむしろ増やすということだってあり得るという話が出ました。そこら辺が今後の課題だというような話が出てたと思う。とりあえずそういうことでしょうかね。

【尾関益男委員】

人は一番難しいね。

【松原史尚委員】

予算ありきでいくと、水準が落ちちゃいますしね。不採算ベースとか、その採算ベースとか、それも民間も何も一緒だと思うんですけど。

【委員長：松田之利委員】

一つ、さっき策定の3原則の中に、未来への基盤整備など、必要な事業は適切に見込むというのは、例えばさっきのこれでいくと、それぞれのところは散らばっていると。

【事務局】

基本的に一番大きいのは普通建設事業費で、象徴的になるんだろうと思います。いわゆる工事系の経費、橋とかそういったものがここに入っているということです。

【委員長：松田之利委員】

わかりました。

【川島町助役】

問題は、行政の職員とか委員会の方は、ここで事業計画の分が普通建設費の方へ入ってくるんだなあということを想定できると思うんですが、一般の市民から見た場合に、どういう事業がいつごろ行われるかというところが、見えてこないんですよ。その辺をどうしていったらいいかということです。漠然とこの中にはあるんだけど、具体的なところを。

【委員長：松田之利委員】

どうしてもこうなると、内容的なことがほしくなるでしょうね、多分一般には。

【横山隆一郎委員】

そこは、むしろ実施計画で、本当に短期間の実施計画で市民に知らせていくということだと

思うんですね。これは本当に長期な指針的な計画ですので、これに載せるということは、それは到底無理でしょうから。

【事務局】

ちょっとよろしいですか。私考えるんですが、本当はこの合計だけでいいと思うんです。これだけのいろんな事業をやっていく上では、これだけかかりますよというのは、平成26年度までには実際に4,105億かかりますよと。これに歳出がそれだけかかるんだけれども、じゃあそれだけのお金を十分、賄えるかどうかというのが、この財政計画だと思うんです。そうとは言いながらも、じゃあ合計だけではどういう感じなのということも当然出てきますので、いわゆる合計の積み上げをお示ししたのが、平成16年度から平成26年度までの数字ですよということになります。何年度に何をというお話になりますと、やはり実施計画なりで5年間の計画を立てて、実際にまたその年度の前には、議会の議決をいただいて事業を行っていくという形になるのかなあという気がするんですが。

【委員長：松田之利委員】

概要とか、そういうような言葉が入った方が、計画だとかなりリジットな感じを受けるかもしれないですね。

【松原史尚委員】

だから見通しという言葉を使ってあるんだろうけれども。

【委員長：松田之利委員】

財政計画とバシッと出すとか。

【横山勝利委員】

事業は説明を受けたので、これだけの事業を完成させるには、これだけのお金が必要なんだよということはわかるんだけど、じゃあ本当にいつごろなのかということになると、全くわからなくて、その辺の説明がしづらいかなあということ。

【委員長：松田之利委員】

表かどこかに太字で、この具体的なものについてはこれからこうしていくので、別のところで明らかになりますというように念を入れて書いておけた方が……。

【横山隆一郎委員】

それはなかなか問題ですよ。また後から問題を起こす可能性がありますから、具体的なことは出さん方がいいです。

【委員長：松田之利委員】

ですから、今の中身がどれだという疑問について、具体的なことは別になくていいですかという、これでもってすべて決まるというふうに、あるいは具体性がないのでというご心配があるというお話でしょう。だからそういうことですよ。

【各務原市助役】

この程度やないと。

【川島町助役】

そういうことも議論されていないとね。何にも話しなしですっと行ったよではいかんもんで、ちょっと議論したということだけでもいいわけです。

【委員長：松田之利委員】

私がお話ししたのは、この程度だということをはっきりさせといた方がいいかなというだけの意味です。

【横山隆一郎委員】

これは、例えば市税も 0.5%を見込むところだという仮定の話なんですね。それがどうなるか、実際はわからへん。もっともっと施策というのは流動的であり、臨機応変にやっていかないといかんわけですわ。

【事務局】

これは、前回の冒頭でご説明いたしましたように、国・県へ出す計画でございまして、とりあえず大きな方向を示すものです。現実には、例えば橋なら橋をいつまで目標にやるかということは、これから市民の前に明らかにしていけばいいことだと思うんです。それを国・県に約束する必要はないもんですから、その辺のところもちょっと考えていただきたい。今後、具体的にしていけばいいことだと、ここでやるべきことではないということです。

【事務局】

ちょっとほかの観点もご用意しておけばよかったですけれども、ほかとの並びで見ると、決して粗くはない、結構詳しい方に入ると思います。

【横山勝利委員】

それは、ここに出ているということは、そういうことの積み上げだから、事務局が持っているということは想定できますよ。数字を積み上げてきたものがここへ上がっておるはずですから、それはあると思うんですけれども、でもそれがひとり歩きしてしまうとね。

【委員長：松田之利委員】

整理しておきますと、こう申し上げたんです。国・県はこれでいいんですが、これは一般に出るわけでしょう。さっきから出てる意見の中に、一般に出たとき、具体的に何年のときに一体橋はどうなるんだというような意見が出るということについてどう考えようかというようなことでいくと、これはある意味で見通しだから、細かいことはまだ決まらんし、今後、具体的にやっていくんだよという誤解を招かない、誤解というかそれをやらないようにするには、下にあった方がいいんじゃないかという話をただけです。これがリジットなものだとは私も思っていないし、皆さんも思っていないので、そこら辺をきちんと外へ出すときに納得していただく方がいいという。もちろん質問が来たらそれで言えばいいんでしょうけれども、そういうものだという、それは共通確認できてると思いますので、そこはご注意をとということで。

【副委員長：村井宏行委員】

ただこれを見ると、一般の人が見たときに、この計画の中に今の橋が出てたんで、橋は計画に入っているんだなあという確認はできるということでもいいんですね。いつというのはまた次の段階ということなんですよ。

【各務原市助役】

だから、10年間の計画の中に入っているんだということだけはちゃんとわかりますわね。

【副委員長：村井宏行委員】

そういう大まかな項目の確認は、ここですべてできますよということがわかればいいという資料であればいいわけですね。

【委員長：松田之利委員】

それから、市財政は健全に行くよと。

【事務局】

歳入は相当厳しく、交付税とか特に依存するものはかなり厳しく見えていますので、どこかで膨らましたような形にはなっていません。

【委員長：松田之利委員】

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

よろしければ、もう一度4、5、6について、何かご意見。

〔発言する者なし〕

よろしゅうございますか。じゃあ事務局、ご苦労さんでございました。この小委員会としては、承認ということで、協議会の方へ出していただくようによろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、今、ご承認いただけただということなんで、年明けにもう一度小委員会を予定しておりましたが、このままこれを協議会の全委員さんに郵送いたしまして、それで1月15日の、第12回合併協議会でもって報告するという方向でよろしゅうございますか、もう一度やらなくても。

【委員長：松田之利委員】

8日という予定でしたよね。

【事務局】

8日は松田先生には打診させていただいて、まだ皆さんには話しておりません。一応セッティングはしてたんですけど、ここで大きく手直しが入れば、もう一度やらなきゃいけないと思っていたんですが、もうよろしいですよ。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ委員の方全員にできれば年内に郵送いたします。15日に小委員会からの報告をすることによろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

はい、ありがとうございます。

【委員長：松田之利委員】

そのほかはございますか。

【事務局】

ほかに連絡はございません。

【委員長：松田之利委員】

どうもいろいろありがとうございました。

午後 3 時45分 閉会